

# 第 5 期 決 算 報 告 書

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

貸借対照表

個別注記表

株式会社カイテクノロジー

# 貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	( 237,620 )	<b>流動負債</b>	( 443,152 )
現金及び預金	139,129	一年内償還予定の社債	69,000
貯蔵品	1,290	一年内返済予定の長期借入金	330,192
関係会社未収入金	28,237	未払金	19,457
前渡金	18,283	未払費用	6,655
前払費用	8,573	預り金	1,714
短期貸付金	19,992	賞与引当金	9,166
その他	22,115	その他	6,964
<b>固定資産</b>	( 917,268 )		
<b>有形固定資産</b>	( 6,107 )	<b>固定負債</b>	( 370,920 )
建物	4,626	社債	282,000
工具、器具及び備品	1,481	長期借入金	86,148
<b>無形固定資産</b>	( 34,146 )	資産除去債務	2,772
ソフトウェア	34,146	<b>負債合計</b>	<b>814,073</b>
<b>投資その他の資産</b>	( 877,014 )	<b>【純資産の部】</b>	
関係会社株式	775,981	<b>株主資本</b>	( 340,816 )
関係会社長期貸付金	65,014	<b>資本金</b>	( 28,200 )
敷金及び保証金	36,018	<b>資本剰余金</b>	( 132,772 )
		資本準備金	20,700
		その他資本剰余金	112,072
		<b>利益剰余金</b>	( 179,843 )
		その他利益剰余金	179,843
		繰越利益剰余金	179,843
		<b>純資産合計</b>	<b>340,816</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,154,889</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,154,889</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法  
貯蔵品 最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし2017年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

建物 10～15年  
工具、器具及び備品 5～10年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### ① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## II 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 42,000株

### 2. 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## III 重要な後発事象

(株式分割について)

当社は、2020年3月13日開催の取締役会において、2020年4月7日をもって当社普通株式1株につき100株の割合をもって分割することを決議いたしました。

## 1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資しやすい環境を整えることで当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

## 2. 株式分割の概要

### (1) 分割の方法

2020年4月6日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

### (2) 分割により増加する株式

①株式分割の当社発行済株式総数	42,000株
②今回の分割により増加する株式数	4,158,000株
③株式分割後の当社発行済株式総数	4,200,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

### (3) 分割の日程

基準日公告日 2020年3月18日

基準日 2020年4月6日

効力発生日 2020年4月7日

### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
1株当たり純資産額	123.72円	147.47円
1株当たり当期純利益 金額	4.94円	20.98円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (新株予約権(無償ストック・オプション)の発行)

当社は、2020年3月24日開催の当社株主総会において、会社法236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役、並びに従業員に対し、下記の通り新株予約権を発行することを決議いたしました。

### 【第1回新株予約権】

#### 1. 新株予約権の名称 第1回新株予約権

#### 2. 新株予約権の割当対象者及び特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役に対し当社第1回新株予約権を無償で割り当てる。

#### 3. 新株予約権の数

2,400個

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は2,400株(2020年4月7日を基準日とする株式分割後については240,000株)とし、下記6①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

#### 5. 割当日

2020年4月8日

#### 6. 新株予約権の内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり金18,200円

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金18,200円（2020年4月7日を基準日とする株式分割後については182円）とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前  
行使価額＝行使価額× $\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2021年4月8日から2029年3月31日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### ⑦ 新株予約権の取得条項

i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意を取得した場合、そのいずれも不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

#### ⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### ⑨ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

### 【第2回新株予約権】

#### 1. 新株予約権の名称

第2回新株予約権

#### 2. 新株予約権の割当対象者及び特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役及び監査役、並びに従業員に対し当社第2回新株予約権を無償で割り当てる。

#### 3. 新株予約権の数

950個

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は950株（2020年4月7日を基準日とする株式分割後については95,000株）とし、下記6④により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

#### 5. 割当日

2020年4月8日

#### 6. 新株予約権の内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

## ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり金18,200円

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金18,200円（2020年4月7日を基準日とする株式分割後については182円）とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前  
行使価額＝行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

## ③ 新株予約権を行使することができる期間

2022年4月8日から2029年3月31日までとする。

## ④ 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の内いずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の内いずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意を取得した場合、そのいずれも不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

⑨ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。